



島根県報

令和3年9月10日（金）

第 242 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	（文化国際課）	3
島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	（自然環境課）	3
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ ” ）	4
島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ ” ）	4
療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	（健康推進課）	4
島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（建築住宅課）	5

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	6
県営土地改良事業の工事の完了	（農村整備課）	7
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	7

【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬事衛生課）	8
農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	（農業経営課）	9
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	10

【特定調達公告】

島根県防災ヘリコプター（JA32AR）定時点検整備に係る随意契約の相手方等	（消防総務課）	10
島根県原子力防災センター及び島根県出雲合同庁舎放射線防護対策施設活性炭素繊維フィルター調達に係る一般競争入札の実施	（原子力安全対策課）	11

【教委訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	（教育庁総務課）	14
--------------------	----------	----

公布された条例等のあらまし**◇島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第114号）**

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第115号）

1 規則の概要

(1) 行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第10条・様式第2号—様式第9号・様式第14号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和3年11月1日から施行することとした。

◇島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第116号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

令和3年11月1日から施行することとした。

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第117号）

1 規則の概要

(1) 行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第3条・様式第1号—様式第4号・様式第6号—様式第19号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和3年11月1日から施行することとした。

◇療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第118号）

1 規則の概要

(1) 地方税法の改正に伴う規定及び様式の整理（別表関係）

(2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第119号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号・様式第3号—様式第5号・様式第7号・様式第9号・様式第11号・様式第13号—様式第18号・様式第20号・様式第23号・様式第25号・様式第27号・様式第30号—

様式第34号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第114号

島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県芸術文化センター条例施行規則（令和2年島根県規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第115号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条中「し、これに署名押印」を削る。

第20条第1項第1号ウ中「昭和24年法律第88号」を「昭和24年法律第188号」に改め、同号ヒ及びフ中「これに」を「これらに」に改め、同項第7号サ中「（平成16年法律第78号）」を削る。

様式第2号から様式第5号までの様式中「㊤」及び「市 町 郡 村 大字 番地 地先」を削る。

様式第6号中「㊤」及び「市 町 郡 村 大字 番地 地先」を削り、「進^{ちよく}捗」を「進捗」に改める。

様式第7号から様式第9号までの様式中「㊤」及び「市 町 郡 村 大字 番地 地先」を削る。

様式第14号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県自然環境保全条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第116号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式の添付書類中5を削り、6を5とし、7を6とする。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第117号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成22年島根県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第10項中「し、これに署名押印」を削る。

第20条第2号エ中「第1号イ」を「前号イ」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号裏面の注を削る。

様式第4号及び様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号から様式第11号までの様式中「㊟」及び「市郡 町村大字 字 番地（地先）」を削る。

様式第12号中「㊟」を削る。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式の注の2中「、当該保護管理事業を行う市町村、大字、字、地番等を記載することとし」を削り、「その旨も」を「その旨を」に改める。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式の注の1中「、当該巡視等を行う市町村、大字、字、地番等を記載することとし」を削り、「その旨も」を「その旨を」に改める。

様式第15号から様式第17号までの様式中「㊟」を削る。

様式第18号及び様式第19号中「㊟」及び「市郡 町村大字 字 番地（地先）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第118号

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表D階層の項中「579,901円」を「579,001円」に改め、同表備考2中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表備考10を削る。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の規定（様式第1号の改正規定を除く。）は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第119号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

「

所得年額 (円)	控除額 (万円)							
	同居	別居 扶養	老扶 老配	特定 扶養	障害		寡婦	ひとり親
					特別	普通		

を

様式第1号その1表面中「㊟」を削り、

」

「

所得年額 (円)	控除額 (万円)								
	特別	同居	別居 扶養	老扶 老配	特定 扶養	障害		寡婦	ひとり親
						特別	普通		
給与 年金									
他 給与 年金									
他 給与 年金									

に改める。

他								
給与								
年金								
他								
給与								
年金								
他								

「

緊 急 連 絡 人	
現 住 所	
フリガナ	
氏 名	㊟

を

」

「

緊 急 連 絡 人	
現 住 所	
フリガナ	
氏 名	

に改める。

」

様式第4号中「㊟」を削る。

「

	㊟
--	---

を

--

に改める。

」

様式第7号、様式第9号、様式第11号、様式第13号から様式第18号まで、様式第20号、様式第23号、様式第25号、様式第27号及び様式第30号から様式第34号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県営住宅条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ポラリス	通所介護	ポラリスデイサービス	出雲市今市町1323	令和3年9月1日

センター出雲

島根県告示第568号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
八幡谷地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	令和3年7月30日
昭和地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	令和2年3月20日
堀之内地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	平成28年8月5日
丹波地区 用排水施設事業（県営農地環境整備事業）	平成28年3月24日

島根県告示第569号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス横田店 島根県仁多郡奥出雲町下横田49-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年5月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,020平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

43台（建物敷地南東側及び南西側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

9台（建物南側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

40平方メートル（建物西側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

5.76立方メートル（建物内西側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻） 午前9時

（閉店時刻） 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2か所（建物敷地南側及び西側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和3年8月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

奥出雲町商工観光課（島根県仁多郡奥出雲町三成358-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町414番地9

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
令和3年10月24日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
令和3年11月14日	いきいきプラザ島根	松江市東津田町1741-3

(2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
令和3年10月24日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和3年11月1日	令和3年11月30日	令和4年1月11日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和3年11月1日	令和3年11月30日	令和4年1月11日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大田市久手町波根西1423番1	田	3,009
大田市久手町波根西1461番3	田	786
大田市久手町波根西3229番	田	2,988
大田市久手町波根西3230番	田	2,967

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和3年12月1日	権利の始期から令和23年12月31日まで	472,593

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年9月24日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課農業企画グループ

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

大田市大田町吉永字柳ヶ坪1421番、1428番2の一部、1428番3、1428番4の一部、1428番5の一部、1429番、1430番、1432番2、1453番16の一部、1453番17の一部、1453番20の一部、1453番21の一部、1453番22の一部、1453番26、1453番28の一部、1477番1、1483番3、1483番4、1492番1、1493番1、1495番、1496番1の一部、1496番2、1497番1、1498番1、1511番2、1511番3、1511番4、1512番、1513番1、1513番2、1513番3、1514番2、1514番3、1514番6、1428番2地先から1453番17地先まで、1483番4地先から1514番3地先まで、1483番3地先から1498番1地先まで、1421番地先から1428番5地先まで

面積 53,771.46平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大田市大田町吉永1428番地3

大田市病院事業管理者 西尾 祐二

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手段に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県防災ヘリコプター（J A32AR）定時点検整備 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年7月19日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 五十嵐 好信
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地
- 5 随意契約に係る契約金額
64,314,961円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年9月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
島根県原子力防災センター及び島根県出雲合同庁舎放射線防護対策施設活性炭繊維フィルター調達 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
令和4年3月31日（木）
 - (4) 納入場所
入札説明書及び仕様書のとおり
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加

資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(9)諸機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県防災部原子力安全対策課原子力総務グループ
電話 0852-22-6059 F A X 0852-22-5600
電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年9月27日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和3年9月27日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年10月11日（月）午後3時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年10月21日（木）午前9時から同月22日（金）午後5時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年10月22日（金）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年10月22日（金）午後3時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年10月25日（月）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of procurement : Replacement of activated charcoal filters for radiation protection policy facilities belonging to Shimane Prefectural Nuclear Disaster Prevention Center and Shimane Prefectural Izumo Joint Government Office, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. October 21, 2021 to 5 : 00 p.m. October 22, 2021

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. October 22, 2021

(Bids by post must be received by 3 : 00 p.m. on October 22, 2021)

(4) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6059

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第2号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月10日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第3条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 所属長は、災害への対応その他のやむを得ない事由によって、臨時又は緊急の必要がある場合は、前2項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところにより、職員の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間について、変更することができる。この場合において、所属長は、変更した職員の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間について、教育長に報告しなければならない。

本則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために行う休憩時間の変更）

- 第5条** 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の感染拡大を防止するために行う職員の休憩時間の変更については、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年9月10日から施行する。